

習志野市教育委員会会議録
(令和8年第2回定例会)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--|--------|---------|--------|-------|---------|--------|---------------|-------|---------|-----------|---------|---------|----------|---------|--------|---------|------|---------|----------|---------|------|---------|------------|---------|------------|---------|--------|---------|----------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-------|-------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|-------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和8年2月12日(木)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時40分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 小 熊 隆
委 員 高 橋 浩 之 美
委 員 馬 場 祐 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出席職員 | <table border="0"> <tr><td>学校教育部長</td><td>三 角 寿 人</td></tr> <tr><td>生涯学習部長</td><td>上 原 香</td></tr> <tr><td>学校教育部参事</td><td>佐々木 博文</td></tr> <tr><td>学校教育部・生涯学習部技監</td><td>塩 川 潔</td></tr> <tr><td>学校教育部次長</td><td>渡 辺 雅 和 子</td></tr> <tr><td>生涯学習部次長</td><td>越 川 智 子</td></tr> <tr><td>学校教育部副参事</td><td>奥 山 昭 子</td></tr> <tr><td>教育総務課長</td><td>早 川 誠 貴</td></tr> <tr><td>学務課長</td><td>寺 嶋 耕 一</td></tr> <tr><td>保健体育安全課長</td><td>江 住 敏 也</td></tr> <tr><td>指導課長</td><td>春 名 拓 也</td></tr> <tr><td>総合教育センター所長</td><td>青 野 孝 幸</td></tr> <tr><td>学校給食センター所長</td><td>水 嶋 りえ子</td></tr> <tr><td>社会教育課長</td><td>河 栗 太 一</td></tr> <tr><td>生涯スポーツ課長</td><td>忍 貴 弘</td></tr> <tr><td>中央公民館長</td><td>伊 東 尚 志</td></tr> <tr><td>菊田公民館長</td><td>妹 川 智 子</td></tr> <tr><td>中央図書館長</td><td>岡 野 重 吾</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹</td><td>石 井 義 之</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹</td><td>村 山 智 恵 子</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹</td><td>菅 谷 茂 良</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹</td><td>藤 代 薫</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹<small>(習志野高等学校事務長)</small></td><td>袴 田 武 志</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹</td><td>鈴 木 貴 幸</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹</td><td>新 井 理 香</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹</td><td>鶴 岡 佑 介</td></tr> <tr><td>学校教育部主幹</td><td>松 田 裕 美</td></tr> <tr><td>生涯学習部主幹</td><td>松 浦 史 浩</td></tr> <tr><td>生涯学習部主幹</td><td>高 田 賢</td></tr> <tr><td>生涯学習部主幹</td><td>勇 依 子</td></tr> <tr><td>学務課主任管理主事</td><td>鈴 木 建 史</td></tr> <tr><td>指導課主任指導主事</td><td>櫻 井 智 之</td></tr> <tr><td>指導課主任指導主事</td><td>坂 井 祐 介</td></tr> <tr><td>総合教育センター主任指導主事</td><td>渡 辺 明日子</td></tr> </table> | 学校教育部長 | 三 角 寿 人 | 生涯学習部長 | 上 原 香 | 学校教育部参事 | 佐々木 博文 | 学校教育部・生涯学習部技監 | 塩 川 潔 | 学校教育部次長 | 渡 辺 雅 和 子 | 生涯学習部次長 | 越 川 智 子 | 学校教育部副参事 | 奥 山 昭 子 | 教育総務課長 | 早 川 誠 貴 | 学務課長 | 寺 嶋 耕 一 | 保健体育安全課長 | 江 住 敏 也 | 指導課長 | 春 名 拓 也 | 総合教育センター所長 | 青 野 孝 幸 | 学校給食センター所長 | 水 嶋 りえ子 | 社会教育課長 | 河 栗 太 一 | 生涯スポーツ課長 | 忍 貴 弘 | 中央公民館長 | 伊 東 尚 志 | 菊田公民館長 | 妹 川 智 子 | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 | 学校教育部主幹 | 石 井 義 之 | 学校教育部主幹 | 村 山 智 恵 子 | 学校教育部主幹 | 菅 谷 茂 良 | 学校教育部主幹 | 藤 代 薫 | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 袴 田 武 志 | 学校教育部主幹 | 鈴 木 貴 幸 | 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 | 学校教育部主幹 | 鶴 岡 佑 介 | 学校教育部主幹 | 松 田 裕 美 | 生涯学習部主幹 | 松 浦 史 浩 | 生涯学習部主幹 | 高 田 賢 | 生涯学習部主幹 | 勇 依 子 | 学務課主任管理主事 | 鈴 木 建 史 | 指導課主任指導主事 | 櫻 井 智 之 | 指導課主任指導主事 | 坂 井 祐 介 | 総合教育センター主任指導主事 | 渡 辺 明日子 |
| 学校教育部長 | 三 角 寿 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部長 | 上 原 香 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部参事 | 佐々木 博文 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 塩 川 潔 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 | 渡 辺 雅 和 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部次長 | 越 川 智 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 奥 山 昭 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課長 | 早 川 誠 貴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学務課長 | 寺 嶋 耕 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健体育安全課長 | 江 住 敏 也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課長 | 春 名 拓 也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合教育センター所長 | 青 野 孝 幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校給食センター所長 | 水 嶋 りえ子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会教育課長 | 河 栗 太 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯スポーツ課長 | 忍 貴 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央公民館長 | 伊 東 尚 志 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 菊田公民館長 | 妹 川 智 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 石 井 義 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 村 山 智 恵 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 菅 谷 茂 良 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 藤 代 薫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 袴 田 武 志 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 鈴 木 貴 幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 鶴 岡 佑 介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 松 田 裕 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 松 浦 史 浩 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 高 田 賢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 勇 依 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学務課主任管理主事 | 鈴 木 建 史 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 櫻 井 智 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 坂 井 祐 介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合教育センター主任指導主事 | 渡 辺 明日子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和7年度教育費予算案(3月補正)について
- (2) 令和8年度教育費当初予算案について
- (3) 教育費にかかる保護者負担軽減に向けた取り組みについて
- (4) 指定管理者制度の更新について(東習志野・新習志野・谷津図書館)
- (5) 移動図書館の今後について

第3 議決事項

- 議案第4号 令和7年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
議案第5号 知的障害特別支援学級の開設について

第4 協議事項

- 協議第1号 習志野市教育振興基本計画(案)に係るパブリックコメントの結果について
協議第2号 就学前教育・保育に係る市立施設のあり方の策定に係る意見聴取について
協議第3号 習志野市子どもの読書活動推進計画(案)に係るパブリックコメントの結果について
協議第4号 習志野市文化振興計画(案)に係るパブリックコメントの結果について
協議第5号 習志野市スポーツ推進計画(案)に係るパブリックコメントの結果について
協議第6号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和8年習志野市教育委員会第2回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が3名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)、(2)及び(4)を非公開とし、報告事項(1)及び(2)の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に、報告事項(4)の非公開部分の会議録については、公募が開始された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和8年第1回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(3) 教育費にかかる保護者負担軽減に向けた取り組みについて (教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(3)「教育費にかかる保護者負担軽減に向けた取り組みについて」、説明する。本年度の成果と次年度の取り組みについて説明する。

スライド番号2を御覧いただきたい。本年度の取り組み内容について、スライド記載の3点を説明する。

スライド番号3を御覧いただきたい。1点目は、学習教材等の共用品化についてである。令和6年度に保護者の学習教材に係る経済的負担の軽減を図ることを目的の1つとして、スライドにある3つの視点をもとに、教育委員会として共用品化すべき学習教材9品目を示した。この9品目のうち、今年度は、小学校の彫刻刀及び30cmものさしを市内全ての小学校に共用品として整備した。

スライド番号4を御覧いただきたい。次年度以降、今年度整備した2品目を除く、7品目の共用品化を進めていくが、改めて各学校に共用品についての使用状況や懸念事項の聞き取りを行い、整理した。その中で、書初め用下敷きについては、使用のあり方や管理の面において、共用品化をすることにより児童生徒の学習に支障があると考えられたので、通常の習字セットとの一体化を図り、共用品化から除くこととした。次年度の取り組みとしては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用による共用品化について、議会の承認が得られた場合には、令和8年度中に残りの6品目の共用品化を進める方向で調整していく。

スライド番号5を御覧いただきたい。2点目は、学校徴収金の見直しについてである。令和7年7月の校長会議において、教職員による公金の不正利用の防止や事務負担軽減及び保護者の利便性向上を図る観点から、修学旅行や校外学習等に係る旅行代金の徴収方法について、旅行会社が保護者から直接徴収するシステムを次年度以降に積極的に活用するため、業者選定の検討を各学校に依頼した。業者の選定については、「学校徴収金取扱要領」のとおり、複数の業者から見積書をとること、競争原理を導入すること、校内の学校徴収金検討委員会での審議を経て、決定することなど、要領に基づいた実施を依頼した。一方、「学校徴収金マニュアル」では、業者による徴収についての取り扱いが定められていなかったため、学校徴収金検討委員会において、「学校徴収金マニュアル」の改正について検討した。

スライド番号6を御覧いただきたい。学校徴収金検討委員会では、「学校徴収金マニュアル」の変更及び学校徴収金の種類について協議した。まず、徴収方法について、現行では、口座振替、学校口座への振込み、現金の3種類のいずれかにしていたが、委託業者による徴収を追加し、保護者が業者へ直接支払いができるように変更した。委託業者により、徴収業務のみ行う業者、徴収業務・購入業者への支払い・会計報告を行う業者等、取り扱う業務内容が異なるため、学校での金銭管理を伴う場合と伴わない場合として取り扱うこととした。なお、委託業者による徴収で、学校での金銭管理を伴わない場合、徴収・支払い・会計報告など、発注以外の全ての業務を業者へ委託する場合は、学校徴収金に係わる事務を省略することができるとした。ただし、この場合においても、学校は徴収状況の把握に努めることとしている。

スライド番号7を御覧いただきたい。次に、学校徴収金の種類についてだが、令和7年度から市立全中学校において生徒会費を廃止し、保護者負担をなくしたため、マニュアルから生徒会費を削除した。

スライド番号8を御覧いただきたい。3点目は、副教材及び学校行事にかかる費用削減についてである。はじめに、AI機能の搭載されたデジタルドリルの活用と副教材について説明する。学校ではこれまで、保護者等の負担で児童生徒の理解度を測るためのテスト、問題演習を行うためのワーク、基礎を反復するためのドリルを購入していた。

スライド番号9を御覧いただきたい。令和8年度から、児童生徒のタブレット端末にAI機能の搭載されたデジタルドリルを導入することで、学習者が主体となった学びを推進するとともに保護者等の経済的負担の軽減を図っていきたいと考えている。当初、AI型デジタルドリルを活用すること

で、保護者等の負担で購入していたテスト、ワーク、ドリルを大きく削減できるものと考えていたが、小学校からは、正しい書き順を習得するために漢字ドリルが必要、中学校からは、生徒が問題演習を行う際にワークが必要との声が挙がっており、児童生徒の学力を定着させるためには、一部、それらの副教材が必要であると捉えている。現在、各小中学校でAI型デジタルドリルを試行しながら、次年度のワーク、ドリル、テストについて検討していただいているところである。教育委員会としては、今後も学校と連携しながら保護者等の負担軽減を図っていく。

スライド番号10を御覧いただきたい。次に、今年度購入した教材教具についてである。成果としては、小中学校を合わせた15校において、前年度より副教材費の削減が図られたことである。また、市内平均では、小学校で668円、中学校で718円の削減となっている。課題としては、学校ごとの購入内容に違いがあるため、購入額に差があることである。小学校6年間で最大おおよそ13,000円、中学校3年間で最大おおよそ8,000円となっている。これは、小学校では主要教科以外の例えば、家庭科や保健体育のワーク等の購入の違い、中学校では特別活動や総合的な学習の時間における補助教材の購入の違いが見られた。これらの教材のあり方については、今後も保護者が購入する必要性、教材そのものの必要性などを検討し、児童生徒の学びに真に必要なものかどうかを指導していく。

スライド番号11を御覧いただきたい。次に、学校行事についてである。成果としては、昨年度と比較し、平均で小学校は129円、中学校は1,169円削減した。その理由としては、目的地の変更や公共交通機関を活用する学校が増えたことが挙げられる。しかしながら、学校の規模が大きい場合は移動時の安全確保が課題となり、公共交通機関の利用が難しいケースもあるため、各学校の事情に合わせて実施している。一方、学校間の費用差として、小学校は公共交通機関の利用のみの学年が最低額の220円、バス代及び施設費を合わせた費用の最高額が5,575円となっている。中学校も公共交通機関の利用のみの学年が最低額の1,529円、バス代及び施設費を合わせた費用の最高額が8,381円となっている。課題としては、昨今のバス代の上昇により、見学地や参加人数、実施時期が前年と同様であっても単価が増加していることである。校外学習における児童生徒の学習のねらい及び安全確保を優先しながら、交通手段についても十分に検討していただくように働きかけていく、と概要を説明

高橋委員

様々な努力を積み重ねて、段々と成果が出てきていると思った。2点質問したい。1点目は、修学旅行代金等を業者が徴収する場合に、手数料が発生するのか。2点目は、保護者が代金を支払わなかった場合にどのようなことが起こりうるのか教えていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

学校徴収金マニュアル等については学務課の担当なので、学務課からお答えする。手数料については、修学旅行代金の中に含まれるのか、あるいは手数料を請求しないのかということも含めて、次年度からの業者選定の中で決めていくことになっている。今年度までは、手数料が発生せずに修学旅行等に行くことができたり、あるいは積み立てをしていた学校については、その中から支払う形となっていたが、各学校では次年度以降の課題として捉えている。プレゼンテーションを各業者が行う際に、それぞれ質問したうえで、保護者の負担がないような業者を学校が選択する流れを作っている、と回答

高橋委員

来年以降になると思うが、もしも保護者が業者になかなか支払わなかった場合、あくまで業者と保護者との関係になるのか、あるいは学校が関わる必要があるのか伺いたい、と質問

寺嶋学務課長

基本的には保護者と業者との直接契約になるので、業者にしっかりとやりとりをしていただかなければならないと思う。一方で、学校も見ても見ぬふりはできないと思うので、支払いについて学校からもしっかりと声かけをしていく必要があると考えている、と回答

高橋委員

支払いがない家庭のこどもに関して、業者から参加できないということを言われることはないと思うが、社会のルールからすれば、支払っていないければ当然参加できなくなると思うがいかがか、と質問

寺嶋学務課長

ルールとしては参加できなくなる可能性もゼロではないと思うが、基本的にはしっかりと支払っていただくように保護者に働きかけ、参加させていただけるように業者をお願いをしていくことになると考えている、と回答

高橋委員

もう1点質問したい。AI型デジタルドリルについてだが、これは学校で使うものなのか、自宅で使うものなのか、両方で使うものなのか教えていただきたい、と質問

菅谷学校教育部主幹

授業の最後に問題演習等でドリルを行ったり、あるいは家庭学習の中でも、テストとドリルを行ったりするなど、学校と家庭で併用する形になる、と回答

高橋委員

先程、AI型デジタルドリルはインターネットにつながっていないと使用できないと伺ったが、家庭でそういった心配はないのか、と質問

渡辺総合教育センター主任指導主事

AI型デジタルドリルについては、やはりインターネットにつながらないと使用できないものだが、家庭にインターネット環境がない場合はルーターを、タブレット端末がない場合はタブレット端末を貸し出している、と回答

高橋委員

今、家庭にタブレット端末がない場合の話があった。学校で使用しているタブレット端末を持ち帰ると思っていたが、違うのか、と質問

渡辺総合教育センター主任指導主事

タブレット端末は、原則、家庭に持ち帰ることになっているので、自分自身のタブレット端末で使用するになっている、と回答

馬場委員

高橋委員からの修学旅行代金の徴収方法についての質問に関連して質問したい。学校が直接集金しても、支払いが滞るケースはあると想像するが、そういった場合はどのような対応をしているのか教えていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

ケースバイケースになるが、例えば、要保護、準要保護等の補助を受けている場合は、市からお金が支給されるので、後からそのお金で支払っていただくが、基本的にはしっかりと支払っていただけるように学校からお願いをしている、と回答

馬場委員

そうなる旅行会社が徴収することになった場合も、後払いを可能とすべきと思うがいかがか、と質問

寺嶋学務課長

修学旅行代金について、これまでは学校を介して業者に支払っていたものを、学校を介さずに直接支払うようになったとしても、代金を支払っていなければ参加することができないということは、変わらないと思うので、どのような支払いの形となっても、まずは学校と業者で参加できるようにするにはどうすれば良いか、コミュニケーションをしっかりと取ることが必要になると考えている。一方で、支払うことができないケースは様々あると思うが、学校がそのケースをしっかりと把握し、家庭への補助を行うことや教育委員会ができることとして、要保護、準要保護の方に対して、就学援助の提案ができると思う。しっかりとフォローができる体制をつくることが大切であると考えている、と回答

馬場委員

別件を質問したい。AI型デジタルドリルを導入することとなった場合には、市内の学校全体で同じものを使用することになると思うが、これまで学校が主体となりドリルの選定をするなど、学校の特性によって違いがあるという説明を受けてきた。統一されるということと、学校の特色を出すということが相反するのではないかと思うが、どのように考えているのか、と質問

菅谷学校教育部主幹

今話があったように、学校は子ども達の実態に応じて、学力を保障するために必要なドリルやワーク等を購入していた経緯がある。教育委員会では、先程のスライドで説明があったとおり、主体的な学びを育てていくということ、また、保護者負担を軽減するために、このAI型デジタルドリルを積極的に活用していただきたく、学校に諮っているところであるが、特に低学年の漢字ドリルについて、書き順などをしっかりと丁寧に学ぶ必要があるということから、購入する必要があるという意見が学校から上がってきている。教育委員会としては、やはり導入したAI型デジタルドリルを活用していくことを推奨しているが、学校によって、使用する教材が全て統一ではないということがある、と回答

馬場委員

このAI型デジタルドリルは、絶対使用しなければならないということではなく、あくまでも推奨であり、学校の裁量に任せるという理解で良いか、と質問

菅谷学校教育部主幹

当初は全ての学校で活用いただき、学力の向上を図っていきたいと考えていたが、学校によって要望に差があり、AI型デジタルドリルの活用について、令和8年度に全てを統一するという対応は難しいという意見が学校から上がっている中なので、教育委員会としては、令和8年度に活用を推奨しつつも、それが本当に良いものなのか、また、今ある副教材をどのように活用するのが良いのかを検討委員会で検討しながら、今後の方向性を定めていきたいと考えている、と回答

馬場委員

令和8年度については導入と検証を並行して行うということで良いか、と質問

菅谷学校教育部主幹

市の予算協議において、AI型デジタルドリルの導入を決めているので、活用することについては全ての学校でお願いしていくことになる。ただし、その中でも今ある市販のドリル等を使用したいという意見があれば、使用した中で来年度の各学校の状況を再度検証し、今後の方向性を決めていきたいと考えている、と回答

馬場委員

保護者負担軽減という観点やドリルが減ることにより持ち物が少なくなるという観点からも、AI型デジタルドリルは非常に良いと私個人は思っている。以前からこの問題が議論されるたびに、学校の裁量によるというところに疑問を持っていた。市内で同じものを使用すれば良いのではないかと思ひ、意見もさせていただいてきたところである。同一のドリルを使用することがなぜ難しいのか、また、そこに学校の特色を出す必要があるのか疑問である。子ども達の様子を見極める必要はあると思うが、学力を上げるために活用するという点に関しては市内統一でも良いと思ひているので、学校間で差があるということが良く分からない部分である。AI型デジタルドリルを導入する以上は、一斉に取り組んでいただいた方が良いと思ひがいかか、と質問

菅谷学校教育部主幹

教育委員会の方針としては、AI型デジタルドリルを活用するねらいがあるので、市として推進していきたいと考えている。学校間の差については、学校によって、こどもの実態が違うというところがある。これまで教員が今ある副教材を使用して教えてきたが、各学校がこどもの状況に合わせて、学力を保障するため、また、学力を定着させるためにどうしていくのかは学校の裁量、そして学校の判断になる。そういったことを把握しつつ進めているところがあるので、検討委員会において来年度検討していきたいと考えている、と回答

小熊教育長

関連して質問したい。今の話で強く感じることは、統一感がないということである。このAI型デジタルドリルの導入については、教育委員会としては、予算をかけて進めていくわけだが、今の議論からすると、なかなか学校の方でストレートに受け入れにくいという部分がある。そういった部分について補足していただかないと、教育委員としては理解ができないと思ひるので、補足して説明していただきたい、と質問

菅谷学校教育部主幹

教育委員会がAI型デジタルドリルの導入を進めるにあたり、学校から実態に合わせて課題が4点挙がってきている。1点目は、小学校のひらがな、カタカナのとめ、はねや漢字を丁寧に書いていく必要があること。また、それを定着させること。中学校の数学や理科の作図問題は、実際に紙に書く必要があることから、ワーク等が必要であるとの声が上がっていること。2点目は、学力の保障の問題である。AI型デジタルドリルに移行することについて、来年度から急に変わることが心配という声が上がっていること。3点目は、児童生徒の技能の習得である。特に小学校1年生については、AI型デジタルドリルを使う前に、タブレット端末の使い方を習得する必要があるため、すぐには使えないという状況があること。4点目は、教員の指導法として、これまでワークやドリルを使い、学力の向上を図ってきたところだが、AI型デジタルドリルを使用することになった場合については、教員の指導力を高めるためにも、研修する時間が必要であるという声が上がっていること

である。教育委員会としては導入を進めていくという方針があるが、学校からは全てを急に変えることは難しいという声が上がっている状況である、と回答

小熊教育長

理屈としてはそのとおりであると思うが、今説明のあった問題点も含めて、教育委員会として今年1年の中でしっかりと対応していくという流れであったと教育委員は理解をしている。そういった中でなぜ現状がそのようになっているのか説明していただきたい、と質問

渡辺学校教育部次長

現状として、小学校1年生から3年生における、AI型デジタルドリルでは賄えない教材について、市総合教育センターで問題を作成し、それをもとに各学校に説明に行ったのが11月以降である。それまで、各校長には説明ができていたが、実際に現場の担任の教員や教科担任の教員がAI型デジタルドリルを見たり、使ったりしたのが3学期に入ってからである。各学校から様々な意見が出ている中ではあるが、教育委員会としてはAI型デジタルドリルの活用を基本としている。ただし、AI型デジタルドリルだけで児童生徒の学力を保證できるかどうかの検証期間が十分でなかったことから、現状としては、現場が不安を持っている。そういったことを押し切って4月から全て変えることについては、やはり児童生徒の学力の保障や教員に混乱をきたしてしまうことも事実なので、来年度はAI型デジタルドリルの活用を基本としながらも、保護者負担で購入することが必要なものについては、各学校の判断で併用しながら、現時点では1学期を目途に検証していくことを考えている、と回答

小熊教育長

教育委員会事務局の責任者は私なので、私がこういった質問をすることはいかなるものかと感じる方もいると思うが、教育委員会会議を行うにあたり、教育委員会事務局においてもこの案について、しっかりと議論をしている中で、現場の状況と合わせたときに厳しい部分があるということが正直なところである。やはりこのまま新年度を迎えても、効果があまり期待できない部分もあるので、次年度に向けて早急に方向性を打ち出す必要があると考えているが、その辺についてはどのように捉えているのか、と質問

渡辺学校教育部次長

AI型デジタルドリルを次年度に各学校が活用していく中で、必要な副教材について、現在、意見を聞いているところである。そのうえで、校長会と協議しながら、次年度の方向性を整えていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

次回の教育委員会会議までに、次年度の方向性を明確に示していくことが求められると思うので、次回、報告をしていただきたい、と要望

渡辺学校教育部次長

次回の教育委員会会議までには整えたいと考えている、と発言

小熊教育長

もう1点質問したい。先程の説明の中で理解度を測るテストという表現があった。この理解度を測るテストと、よく議論になる、評価のためのテストの違いを説明していただきたい、と質問

春名指導課長

理解度を測るテストとしては、小学校ではワークテストという、細長いテストをイメージすると思うが、当然テストなので評価をしていくものである。しかし、ワークテストだけで評価をするというわけではなく、それ以外に、ノートや成果物、発表など、様々なことを踏まえて最終的に通知表等で評価をしていくと認識している、と回答

小熊教育長

ワークテストは具体的にどういったものなのかを補足して説明していただきたい、と質問

春名指導課長

小学校でいうと、各教科にはそれぞれ単元がある。例えば、かけ算という単元の場合には、そのかけ算のテストがワークテストと呼ばれるものである、と回答

小熊教育長

具体的にそのテストは誰がどのように作成するのか、と質問

春名指導課長

現在小学校においては、教員による作成はしておらず、業者から購入したものを使用しているところである、と回答

小熊教育長

評価に直接つながるテストを購入したもので行うということに、いかがなものかという意見があるが、どのような見解を持っているのか、と質問

春名指導課長

当然評価に関わるものなので、教員が行わなければならない業務の1つではあるが、小学校においては全ての教科を担当の教員が1人で教えることから、単元ごとに、全てのワークテストを自作することについては、非常に労力が必要であると認識している。この点について、AI型デジタルドリルの中に入っている、テスト機能で対応することができないかということ、今後しっかりと見極めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

まさに、この評価に関するテストについて、教育委員会としてどのような方向性を出すのかということが問われているので、次年度の計画の中に、どういった取り組みをしていくのかということを入れていかなければならないと捉えている。もう1点質問したい。修学旅行等の代金を業者が直接徴収するシステムがあるが、今年の利用状況について説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

確認し、後程お答えする、と発言

小熊教育長

併せて質問したい。現状、副教材についても業者が販売をしているわけだが、その代金の徴収はどのようにするのかを補足して説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

学校徴収金に係る保護者が負担している手数料等を市で負担するため、今年度の予算で要望していた。市が手数料等を負担し業者から一括して購入することを考えていたが、現状としては、各学校で購入しているものが異なっており、学校徴収金の金額も違う状況なので、市全体としては導入することができないとして今年度は予算化することができなかった。令和8年度は、各学校の徴収金で購入するものをフラットに整えたうえで、一括して購入することができる業者を選定していくのかということと手数料を市で負担していくのかということについて検討していく状況である、と回答

小熊教育長

今の説明からすると、次年度以降に関しては、業者が直接徴収するシステムを利用するものと、現状と同じ方法が併用されるという理解で良いか、と質問

寺嶋学務課長

令和8年度は、修学旅行費については業者に直接徴収していただきたいと考えている。各学校が様々購入しているものに係る学校徴収金については現状と同じ方法となるが、令和9年度以降はできる限り学校を介さずに、保護者と業者がやりとりできるシステムを導入したいと考えている、と回答

小熊教育長

副教材について、非常に高額になるものもあるわけだが、一番高額なものを挙げていただきたい、と質問

春名指導課長

一番高額な副教材について、今手元に資料がないが、指導課として把握しているので、確認し、後程お答えする、と発言

小熊教育長

金額によってはシステムを利用して、しっかりと徴収する必要があると私自身は思っているので、同じように検討していく必要があると考えている、と発言

高橋委員

今教育長の話聞いていて、私からはっきり要望しておきたいことがある。この報告事項は保護者負担軽減に向けた取り組みについてだが、その裏側には、教員の業務が関わっている。文部科学省が示している学校と教師の業務の3分類からすると、修学旅行などの代金の徴収は、基本的には教員が行うものではなく、それに関しては、強力に教員の負担とならないような計画を考える必要がある。一方で、業者のテストを使用しているという話があったが、指導と評価は一体である。どういった授業を行い、どのようになるのかを見ることは教員の責任であり、やはり教員が本来行うべきであると思う。私は業者のテストに関しては、あまり良い印象を持っていない。業務の3分類で本来教員が行うべきではないものについては、本当に負担を軽減したうえで、教員が評価に関するテストなど、納得のいくものが作れるようにする必要がある。これは1年で終わることではないので、1人ではなく、学校の中で協力して作っても良いと思う。毎年問題を変えても、積み重ねても良いと思う。空いた時間を使い、教員にはしっかりと納得のいく授業と評価をしていただくことが大切であると思うので、本当に強力に進めていただきたい、と要望

寺嶋学務課長

1月の教育委員会会議の際に、業務量管理・健康確保措置実施計画について協議をさせていただいた。その中で、御指摘の部分の業務の3分類については、教育委員会として、また、学校としてどのようにしていくかということについて課題をいただいたところである。やはり、教員が子ども達と向き合う時間をしっかりと増やしていく必要があると認識している。また、例えば、保護者から代金を徴収し、それを数えるといった業務は教員が行うことではないという御意見についても重く受け止め、様々な軽減策について検討していきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(5) 移動図書館の今後について

(中央図書館)

勇生涯学習部主幹

報告事項(5)「移動図書館の今後について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。1. 概略についてである。本市では、自宅の近くに市立図書館のない市民を対象に、図書館サービスを提供することを目的に、移動図書館を設置し、各巡回ステーションを2週間に1回巡回し、資料の貸し出しを行ってきた。巡回ステーションの現在の数は18か所であり、内訳はマンションの駐車場などを借りている小学校以外のステーションが10か所、小学校の校庭を借りているステーションが8か所である。現在、移動図書館には様々な課題が顕在化しているが、老朽化した車両を新しく更新しようすると、改めて現行車両の使用期間と同程度の、今後20年間、移動図書館の運行を継続することとなる。しかしながら、運行を継続しても、現状の課題を解決することは困難であると判断し、現在、移動図書館を管理運営している、指定管理者の指定管理期間が終了する令和8年度末をもって移動図書館サービスを終了したいと考えている。次に、2. 移動図書館業務の課題、①貸出冊数の減少についてである。移動図書館貸出冊数の推移の表を御覧いただきたい。移動図書館の設置目的は、自宅の近くに図書館がなく、交通手段を持たない方、具体的には、高齢の方や小さな子どもを持つ家庭を対象としたサービスである。移動図書館の今後を検討するにあたり、利用状況を把握するため、現状において、小学生の利用が主である学校内のステーションと小学校以外のステーションを分けて記載している。小学校以外の巡回ステーションの貸し出し冊数は、昭和51年のピーク時に年間9万8,280冊あったが、令和6年度には、8,564冊に減少している。市立図書館全体の総貸出冊数が、昭和51年度の23万5,850冊から、令和6年度の108万968冊へと、この50年間で4倍に増えたことに対し、移動図書館の学校以外のステーションでの貸し出し冊数は10分の1に減少している。これは市立図書館の整備が進んだことに加え、日中に勤めている方が増えたことによる影響もあると考えている。

資料2ページ目を御覧いただきたい。次に、②車両の老朽化についてである。現在の移動図書館の車両は、令和8年2月で19年を迎えるが、新たな車両の製造には約2,000万円を要する。次に、③運行費の増加についてである。移動図書館の車両の運転については、市の直営時代は、市の職員が行っていたが、その後、道路交通法の改正があり、運転に準中型免許が必要となった。現在、運転業務は指定管理者がバス会社に委託しているが、昨今の運転手の賃金増のため、委託費も増加している。次に、④夏季期間の酷暑対策による巡回日数の減少についてである。熱中症対策のため、令和7年度から、7月、8月の巡回を中止しており、年間の巡回回数が減少している。次に、3. 移動図書館終了後の新たな図書館サービス案、①学校への団体貸出資料の配送についてである。市立図書館では、これまでも、1クラスで50冊を借りられる団体貸し出しを行ってきたが、現在のように、教員に図書館に受け取りに来ていただくのではなく、図書館が学校へ配送することによって、児童生徒が学校で利用できる図書幅を広げ、教員の負担を軽減する。

次に、②旧藤崎図書館跡施設での市立図書館予約資料の受取についてである。藤崎図書館は、令和元年度の閉館後、大久保小学校の建替工事期間中に一時的に放課後児童会の場所として使用されていたが、現在は閉鎖されている。所管している市の資産管理室において、民間事業者による利活用を検討しており、利活用された場合は、事業者と協議し予約資料が受け取れるようにしたいと考えている。次に、③貸出資料の宅配サービスの実施についてである。移動図書館には市立図書館に行くことが困難な方に図書館サービスを提供するという機能がある。それに代わるサービスとして、図書館への来館が困難な身体障害者手帳の交付者、要介護の認定者で、家族等が代理で来館できない方への図書館資料の宅配を検討していく。次に、④電子図書館のタイトル数の充実についてである。電子図書館は図書館に来館しなくても利用できるので、移動図書館の代替機能としての役割をより果たせるよう、市が利用料を支払っている有料コンテンツ数を、移動図書館の一般書の蔵書数と同程度である、2,000タイトルを維持するよう目指していく、と概要を説明

馬場委員

時代の流れなどで、移動図書館の廃止はやむを得ないことであると理解はしているが、貸出冊数が減っているとはいえ、やはり令和6年度に約8,500冊を貸し出している実績がある。その部分を補完する、新たなサービスが4点挙げられているが、例えば、電子図書に向かない人がいるなど、新たなサービスでも、なかなか補完ができない部分もあると想像できるので、これまで利用していただいた方に丁寧な説明を心がけながら、他にどういったことができるのかを探っていただきたいと思う。また、新たなサービス案の学校への団体貸出資料の配送に関して、移動図書館の学校内ステーションが市内で8校あるとのことだが、それ以外の学校についても、団体貸出は行っているのか。私は団体貸出というものがあるということを知らなかったのもう少し詳しく説明していただきたい、と要望及び質問

勇生涯学習部主幹

団体貸出の制度は、市内の小中学校の各クラスで、図書館の利用カードを1枚作ることができ、担任の教員の責任で1か月間に50冊まで借りることができるサービスである。先程申し上げたとおり、教員が図書館に資料を借りに来て、また返しに来るということが生じていた。それに対して、移動図書館は、自分の好きな本を借りることができる個人向けのサービスであり、団体貸出とは全く別なものである、と回答

馬場委員

この団体貸出という制度は、市内の全ての学校が対象であるという理解で良いか、と質問

勇生涯学習部主幹

そのとおりである、と回答

高橋委員

馬場委員が質問した新たな図書館サービス案の④について質問したい。やはり、これからの時代は段々と電子書籍に変わっていくと感じている。また、電子書籍を見ることのできない人に対しては別の方法を考える必要があると思う。その中で伺いたいことは、有料コンテンツ数とあるが、無料のものはあるのかということと、この有料コンテンツについて、私は電子書籍で読書をしているので買い切りだが、図書館はそういったシステムではないのか教えていただきたい、と質問

勇生涯学習部主幹

無料コンテンツの内容としては、著作権が発生しない、青空文庫というものがある。夏目漱石など、古い時代の著作権が切れている作品が無料で読むことができるものである。一方で、有料コンテンツは最近発売された電子書籍などである。電子図書館では、使用料という形で閲覧する権利を購入しているが、未来永劫、電子図書館の蔵書になるわけではない。電子書籍の中には回数制限があり、42回で使用の制限がかかるものや、2年間で利用期限が切れてしまうものもある、と回答

高橋委員

興味本位の質問になるかもしれないが、有料コンテンツの料金は、図書館で電子書籍を買い切った場合と比較して、安価になるのか、と質問

勇生涯学習部主幹

公共図書館向けの電子書籍となると、出版社が上乘せして価格を設定しているの、金額としては紙の書籍よりも高額になっている、と回答

高橋委員

なぜそのようになるのかが良く分からない。個人で購入した電子書籍を他の人も閲覧できる状態と同じというわけか。少し不思議な感じがするが、仕組みは理解した、と発言

岡野中央図書館長

補足して説明させていただく。高橋委員から、個人で購入し、ダウンロードして読んでいるという話があったが、図書館の電子図書館については、いわゆる個人とは異なり、購入するという仕組みがない。先程説明があったとおり、既に民間事業者が電子図書館というサービスを提供しており、その民間事業者と習志野市が契約することによって、本市の図書館に利用登録している方が、図書館を経由して民間事業者の電子図書館にアクセスし利用する権利を得ているということである。その権利を使う期限が、例えば2年間であったり、回数の上限があったりということになっており、その権利を使うにあたっては、やはり購入するよりも、高額に設定されている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

議案第4号 令和7年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について（教育総務課）

菅谷学校教育部主幹

議案第4号「令和7年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、説明する。本議案は、本市における教育学術または、文化の振興に関し、顕著な功績のあった個人または団体を表彰するものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。団体の表彰候補者を一覧として取りまとめたものである。今回、表彰候補とした2団体については、1月25日に東京都港区のTBS放送センターにて文部科学大臣賞選考会が行われ、全国7つのブロック大会で最優秀賞を受賞した団体の中から各部門の1位である文部科学大臣賞に選ばれたことから、表彰候補者としたものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第4号は全員賛成で原案どおり可決された。

坂井主任指導主事

議案第5号「知的障害特別支援学級の開設について」、説明する。

スライド番号2を御覧いただきたい。本市の特別支援学級には、主に知的発達に課題があり、学習内容を調整しながら学ぶ知的障害特別支援学級と、知的発達に大きな課題はないものの、集団適応や行動面、対人面での支援を重視する自閉症・情緒障害特別支援学級の2種類があり、知的障害特別支援学級は小学校8校、中学校6校、自閉症・情緒障害特別支援学級は全小中学校に設置している。スライドの地図は、現在の小学校における知的障害特別支援学級の設置状況である。現在、市内ではスライドに記載の小学校8校に設置している。

スライド番号3を御覧いただきたい。中学校区と小学校の知的障害特別支援学級の位置関係を示したものである。知的障害特別支援学級を設置していない小学校に在籍している児童については、自宅からの距離や通学の安全性を踏まえ、保護者の意向を確認したうえで、原則、在住の隣接学区の小学校に学区外通学をしている。なお、スライドの円は各小学校から直線距離で半径1kmを描いたものである。

スライド番号4を御覧いただきたい。各校の児童の在籍状況と学区外通学の実態についてである。市内で最も児童数が多い学校が実籾小学校であり、在籍28名のうち、21名が学区外から通学している。また、袖ヶ浦西小学校も在籍18名に対して、学区外からの通学が17名と多くなっているが、これは学区外内訳にあるとおり、津田沼小学校や谷津小学校、向山小学校などから小規模特認校の制度を活用し、袖ヶ浦西小学校を選択して通学している児童が一定数を占めている。

スライド番号5を御覧いただきたい。本市の現状を踏まえた、知的障害特別支援学級新設の必要性の1点目は、特定校への児童の集中である。第四中学校区に属する3校のうち、知的障害特別支援学級を設置している学校は実籾小学校のみであり、年々児童数が増加している。令和8年度には現時点で32名規模となる見込みであり、あと1名増えて33名となると、5学級となり、校内での教室配置にも困難をきたす可能性がある。

スライド番号6を御覧いただきたい。新設の必要性の2点目は、通学距離と保護者負担である。実籾小学校から最も遠い東習志野8丁目からは通学距離がおおよそ3.2kmとなっている。また、学区外から通う21名中15名が保護者による送迎を行っている状況であり、児童の安全面、保護者負担の軽減の観点からも第四中学校区内への設置が必要であると考え、教育委員会事務局において検討を重ねてきた。

スライド番号7を御覧いただきたい。設置校の候補は東習志野小学校、実花小学校の2校とし、比較検討を行ってきた。まず、実籾小学校への学区外通学児童の内訳を比較すると、令和7年度現在は同数だが、令和8年度見込みでは、実花小学校区の割合が高くなる。今後の児童数推計においては、両校とも減少傾向となっている。

スライド番号8を御覧いただきたい。通学距離については、当然地区によって変わるが、実籾小学校までの距離が最も遠い東習志野8丁目からの距離は、どちらの小学校へもおおよそ同距離であり、1km程度短縮することが可能である。また、通学路に関しても歩道が整備され通行しやすい場所が多くなるなど、どちらの小学校に設置しても通学距離の短縮、保護者負担の軽減が見込まれる。

スライド番号9を御覧いただきたい。施設面についてである。東習志野小学校は、現在6教室の余裕教室があり、令和8年度以降も同数以上を維持できる見込みである。一方、今年度、実花小学校の余裕教室はなく、令和8年度も1教室の予定となっており、教室の確保が難しい状況となっている。

スライド番号10を御覧いただきたい。東習志野小学校には、すでに自閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害通級指導教室、聴覚障害通級指導教室を設置しており、ここに知的障害特別

支援学級を設置することで、主要な障害種に対応できる拠点校、いわゆるセンター校的な役割を担える体制が整うと考えている。以上の検討を踏まえ、教育委員会事務局としては、設置校を東習志野小学校にしたいと考えている。

スライド番号11を御覧いただきたい。開設予定学級の概要についてである。開設時期は、令和9年4月、初年度の学級数は1もしくは2学級を想定している。在籍児童の対象は、東習志野小学校及び実花小学校の学区に在住する児童とする。現在、実靱小学校の知的障害特別支援学級に在籍している対象児童も含め、保護者の意向を十分に尊重したうえで、調整を図っていきたいと考えている。

スライド番号12を御覧いただきたい。今後のスケジュールについてである。本件について議決をいただいた後、関係各所への説明、市ホームページや広報習志野による周知を順次行いたいと考えている。また、当該学区の保護者に対しては、6月から保護者説明会及び個別相談を実施する予定としている。保護者説明会に加え個別相談を行うことで、保護者の不安を解消し、その意向を丁寧に確認しながら、開設に向けた準備を行っていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

保護者説明会と個別相談に関して、具体的にどのような形で実施するのか、補足して説明していただきたい、と質問

坂井主任指導主事

保護者説明会は、対象となる実靱小学校、実花小学校、東習志野小学校を会場として、保護者に来ていただき、全体での説明をしたいと考えている。その後、来年度以降に東習志野小学校に新設される知的障害特別支援学級への在籍を考えている、もしくは検討している保護者に対して、1家庭ずつ個別に就学相談を受ける予定である、と回答

高橋委員

議案について異論はないが、参考のために伺いたい。中学校については6校に知的障害特別支援学級が設置されているという説明があったが、7校のうち、どの学校に設置されていないのか。また、その学校では困っていないのか、と質問

坂井主任指導主事

現在中学校において知的障害特別支援学級を設置していない学校は第七中学校のみとなっている。基本的に、第七中学校区の生徒は第三中学校の知的障害特別支援学級に通っている。今後の生徒数の推移等を勘案し、第七中学校への開設についても当然検討しているが、第七中学校に設置をすると、第三中学校に通う生徒が少なくなってしまう。知的障害特別支援学級は小集団での活動や学習が非常に重要になるが、第七中学校及び第三中学校は、ともに生徒数が少ないことから、数名しかいない状況が生まれないようにする必要がある。今後、学区におけるニーズを確認しながら、第七中学校への設置について研究していきたいと考えている、と回答

高橋委員

現在、第三中学校には対象の生徒がどの程度いるのか、と質問

坂井主任指導主事

令和7年度現在で、第三中学校には14名在籍している、と回答

馬場委員

私も全く異論がなく、通学に関する保護者の負担などを軽減できるのであれば歓迎されるべきことであると思うが、知的障害特別支援学級を新設した場合の特別支援の教員や支援員の確保について懸念はないのか、と質問

坂井主任指導主事

教員の確保については学務課が担当なので、支援員のことについて説明する。本市の知的障害特別支援学級の支援員については、1学級もしくは2学級であれば1名の支援員、3学級以上になると2名の支援員を配置している。そのため、現時点では新設された場合は同様に、1学級もしくは2学級であれば、支援員を1名配置することを考えている、と回答

寺嶋学務課長

教職員の配置については学務課の担当になるので私からお答えする。新設された場合には、学級数が増えるので、当然その学校には定数で学級数分の教員が配置できることになる。特別支援を専門としている教員の配置については、例えば、今年1年をかけて、しっかりと研修を受けていただき、その経験のある教員を配置することになると思うので、しっかりと県に要望していきたいと考えている、と回答

馬場委員

個人的に支援員に知り合いがおり、会うたびに支援員が足りていないという訴えをされるが、現場としてはもう少し増やしてほしいという意味であると思う。以前にも教育委員会会議において、この話をさせていただいたと思う。先程、この学級数に対しては1名、この学級数に対しては2名といった基準の説明があったが、こどもの特性によって支援員を増やすなど、柔軟な対応はできないのか、と質問

坂井主任指導主事

現在においても、例えば、医療ケアが必要で個人の配置をしている支援員もいる。その他にも行動面で非常に特性が強く、学級の中での支援が難しいなど、安全面での懸念がある場合には、学校からの希望をもとに、柔軟な配置について検討している、と回答

馬場委員

引き続き、お願いしたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第5号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 習志野市教育振興基本計画(案)に係るパブリックコメントの結果について (教育総務課)

菅谷学校教育部主幹

協議第1号「習志野市教育振興基本計画(案)に係るパブリックコメントの結果について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。11月にパブリックコメントを行ったところ、市民から3件の御意見が寄せられた。1番と2番に記載のとおり、市内に特別支援学校の中、高等部の設置、検討を望むという内容の御意見であった。御意見に対する回答について説明する。特別支援学校の

設置については、県が行うものと定められている。現在、市内在住の特別支援学校に通う中学部、高等部の生徒は、八千代市にある県立八千代特別支援学校に通学しているが、生徒数が増加していることから、県は、本市の市境から近い千葉市花見川区に小学部、中学部、高等部を備えた県立の特別支援学校を令和9年度に開設するため進めている。開設された際は、習志野市の中学部、高等部がこの学校の学区となる。市内への設置については、このような県の動向を踏まえたうえで、引き続き、県と情報共有等協議を密に行っていく。3番については、教育振興基本計画に特別支援学校の中、高等部の設置について記載してほしいとの御意見であり、同様に回答する予定である、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 就学前教育・保育に係る市立施設のあり方の策定に係る意見聴取について (学務課)

鈴木学校教育部主幹

協議第2号「就学前教育・保育に係る市立施設のあり方の策定に係る意見聴取について」、説明する。本市では、市立幼稚園の児童数が減少する一方で、保育施設の保育需要が増加する状況に対応するため、第1期から第3期までの再編計画をこれまでに策定し、こども園の整備と市立幼稚園、保育所の再編に取り組んできた。本日は、現行の第3期の再編計画の計画期間が本年度で終了となり、来年度以降の策定作業を進める中で、市立施設の方向性を示した「就学前教育・保育に係る市立施設のあり方」の最終案を作成したことから、主に幼児教育に関する内容について協議していただくものである。

資料3ページ目を御覧いただきたい。1章の策定にあたってでは、策定の趣旨と再編計画における達成状況、あり方の期間を記載している。はじめに、策定の趣旨についてだが、再編計画での取り組みにより、こども園は7つの中学校区への整備が完了し、幼稚園は集団教育の観点から、将来的に4歳児、5歳児ともに園児数が10人以下となることが見込まれた場合に、同一中学校区のこども園との統合を視野に検討するという方針が定まった。さらに、保育施設の待機児童数についてもピーク時に比べ大きく減少したことから、一定の成果が得られたものと認識しており、こうした状況を踏まえ来年度以降は、具体的な対象施設や時期を示した再編計画としてではなく、次の段階として今後の市立こども園、幼稚園、保育所の方向性を示したあり方として策定するものである。

資料7ページ目を御覧いただきたい。3. あり方の期間についてである。次期「前期基本計画」及び「第3次公共建築物再生計画」との整合性を図り、令和8年度から令和15年度までの8年間とし、状況が変わった場合は見直しを検討することとしている。

資料8ページ目を御覧いただきたい。2章の就学前児童を取り巻く状況では、0歳児から5歳児までの就学前児童の状況と市立こども園、幼稚園、市内認可保育施設の児童や施設の状況を記載している。就学前児童の人口は毎年減少し、令和7年はピーク時である平成29年の9,400人に比べ、2,295人減少しており、今後の推計でも減少が見込まれる。

資料9ページ目を御覧いただきたい。就学前児童の利用施設についてだが、幼稚園などを利用する児童数は市立、私立ともに毎年減少し、令和7年は1,177人で、令和3年に比べ554人減少しており、今後の推計では、鷺沼地区における新たなまちの誕生により一時的に増加するものの、その後は減少する見込みとなっている。

資料10ページ目を御覧いただきたい。市立こども園の児童数の推移についてだが、幼稚園児童に相当する短時間児では微増と微減を繰り返し、ほぼ横ばいで推移し、令和7年は327人で、

令和2年に比べ34人増加している。

資料11ページ目を御覧いただきたい。市立幼稚園の児童数の推移についてだが、年々減少し、1学年1クラスで10人を下回るなど、令和7年は3園、児童数は36人で、令和2年に比べ224人減少している。

資料16ページ目を御覧いただきたい。3章の就学前教育・保育に係る市立施設のあり方では、このあり方の要点である、就学前児童を取り巻く状況を踏まえた、今後の市立施設の方向性を記載している。市立こども園施設では、就学前の教育、保育及びこども、子育て支援を総合的に推進する拠点施設として、建築後20年が経過する施設は、大規模改修工事を実施することとしている。市立幼稚園施設では、1点目として、第3期再編計画における方針を踏襲し、4歳児、5歳児ともに10人以下となる場合は、同一中学校区の市立こども園との統合を視野に検討を始めること。2点目として、令和9年度末に同一中学校区の市立こども園と統合予定の津田沼幼稚園の園舎は菊田公民館諸室の代替施設としての活用を検討し、屋敷幼稚園の園舎は保育を実施しながらの長寿命化改修が困難な本大久保第二保育所の移転先として活用することとしている。最後に、今後のあり方の策定スケジュールについてだが、本教育委員会会議で協議していただいた後、庁内の決裁を経て、3月中に策定する、と概要を説明

高橋委員

修学前教育に少し疎いので、基本的な質問をしてしまうが、保育所とこども園の長時間児の違いについて教えていただきたい、と質問

鈴木学校教育部主幹

保育所とこども園の長時間児には大きな違いはない。保育所については、保育を必要とするこどもの、健全な心身の発達を支えるという目的で設置されている児童福祉施設である。こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ教育と保育を一体的に行う施設として位置付けられており、幼稚園児に相当する短時間児と保育所児に相当する長時間児がいる。保育所に通っているこどもと、こども園の長時間児に大きな違いがあるわけではなく、保育が必要なこどもとして、両施設でお預かりをすることになっている、と回答

高橋委員

習志野市としては、長期的に保育所というものについて、どのように考えているのか教えていただきたい、と質問

鈴木学校教育部主幹

現在、市立保育所については4施設ある状況である。資料16ページ目の3. 市立保育所施設にまとめている。現在、就学前児童人口は減少しており、今後、市全体の保育需要も減少することが見込まれているが、土地区画整理による宅地開発などもあり、昨年3月に策定した「習志野市こども若者まんなか計画」に定める定員数を確保する必要があると考えている。一方で、既存の私立保育施設では、少子化の進行に加えて、保育士不足、あるいは保護者ニーズの多様化などによって、将来的に運営が困難となる状況が懸念されている。そのため、当面の間は、このあり方で示したとおり、市立保育施設については、それぞれの保育の需要と供給を調整する調整弁として存続することになる。その後も少子化の状況が改善されず、就学前児童の減少が、推計よりも進んでいく状況があれば、そのときに改めて市立保育所をどのようにしていくのかを検討していくことになる、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

協議第3号 習志野市子どもの読書活動推進計画(案)に係るパブリックコメントの結果について
(社会教育課)

河栗社会教育課長

協議第3号「習志野市子どもの読書活動推進計画(案)に係るパブリックコメントの結果について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。今回のパブリックコメントでは1名から1件の御意見が寄せられた。内容は小学校の図書室及び教室の本の充実に関する要望である。本市の考え方としては、本計画に記載の取り組み内容のとおり、学校図書館や学級文庫の充実に努めるものとしている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第3号は終了した。

協議第4号 習志野市文化振興計画(案)に係るパブリックコメントの結果について
(社会教育課)

河栗社会教育課長

協議第4号「習志野市文化振興計画(案)に係るパブリックコメントの結果について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。今回のパブリックコメントでは、2名から5件の御意見をいただいた。1番と2番は、こどもに対する芸術鑑賞の機会の充実についてである。人形劇や舞台劇の鑑賞機会を提供してほしいという意見である。本市の考え方としては、公民館などにおいてアートスタートを実施することとしていることから、その取り組みについて人形劇サークルと連携をしていくこと。また、舞台劇の鑑賞については、各学校の実態に応じた取り組みを検討することとしている。3番は、本市の広報やホームページの充実についての御意見である。本市の考え方としては、広報を紙、デジタルともに充実できるよう検討することとしている。4番は、公民館を個人でも利用できることや、図書館におけるインターネット環境、漫画の収集に関する要望である。本市の考え方としては、現在、公民館の利用は社会教育法や本市で規定している利用基準に基づき、原則として団体利用を前提としているが、個人利用についても検討することとしている。なお、図書館においては、すでにインターネット環境の整備や漫画の収集を行っているということを記載している。5番は、文化活動に参加する割合を高めるための提案で、サークルに加入していなくても単発で参加できる事業の充実やイベントの周知の手法についての御意見である。本市の考え方としては、公民館や習志野市文化スポーツ振興財団の行っている単発事業を紹介することや、市の公式LINEや小中学校の保護者への連絡も充実をすることとしている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第4号は終了した。

協議第5号 習志野市スポーツ推進計画(案)に係るパブリックコメントの結果について
(生涯スポーツ課)

忍生涯スポーツ課長

協議第5号「習志野市スポーツ推進計画(案)に係るパブリックコメントの結果について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。本件においては、1名の方から2件の御意見をいただいた。1番は、公園でのボールの使用の禁止について、周辺環境をみながら、各小学校地域で1か所、2か所はボールが使える公園を開設してほしいという御意見である。これに対する考え方の案についてだが、まず、ボール遊びができる身近な公園の確保は、体を動かす機会を創出するうえで重要であると認識している一方で、公園の規模や周辺環境、近隣住民への影響、安全面への配慮など、様々な条件を踏まえた検討が必要となる。そのような中、ボール遊びにおすすめの公園を市ホームページに掲載しており、このことについては、本計画にも記載をしている。2番は、プレーパークについてである。プレーパークでの活動を本計画の施策に取り入れてほしいという御意見である。これに対する考え方の案についてだが、プレーパークは、こどもの居場所づくり、遊び場づくりを趣旨としており、「習志野市子ども若者まんなか計画」において、地域のこども、若者の居場所づくりの推進として、生涯学習複合施設プラッツ習志野のフューチャーセンターで、こども達自身が自由な遊び場を作るプレーパークを実施している。このことから、プレーパークについては、幼児期、ジュニア期における機会充実につながるものとして、「習志野市子ども若者まんなか計画」における事業充実を図ることについて、関係部署と連携を図っていく。以上が考え方の案となるが、本意見を受けての「習志野市スポーツ推進計画」への反映はしない。なお、今後の予定については、他の計画と同様である、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第5号は終了した。

その他

小熊教育長

先程、報告事項(3)において保留となっていた質疑について回答は可能か、と発言

寺嶋学務課長

先程保留となっていた、小熊教育長からの、「修学旅行等の代金を業者が直接徴収するシステムがあるが、今年の利用状況について説明していただきたい」の御質問にお答えする。小学校においては16校中4校、中学校においては7校中2校が利用しており、市内では合計で6校が、業者と直接やりとりをしたという状況である、と回答

春名指導課長

先程保留となっていた、小熊教育長からの、「副教材について、非常に高額になるものもあるわけだが、一番高額なものを挙げていただきたい」の御質問にお答えする。小学校については、木でできたオルゴールボックスである。これは彫刻刀で木彫を行い、着色し、ニスを塗るというものだが、大体1,000円から1,500円程度のものである。中学校については、技術科で行う、ラジオの基盤を使い、はんだ付けをしていくものが、大体3,500円から4,000円程度であり、1番高額な副教材となっている、と回答

小熊教育長

金額も高額になるので、こういったものの徴収についても、しっかりと検討しなければならないと考えている、と発言

渡辺学校教育部次長

先程話にあった、保護者負担で購入するワークテストの扱いについて補足して説明させていた

だ。小学校における保護者負担で購入するワークテストについては、あくまでも習熟度、理解度を確認するものであり、直接評価に反映されるものではない。例えば、習熟度について、全体の点数が低い場合には、授業の中で学び直しをしたり、特定の児童の点数が低い場合には、個別に学び直しをしたりしている。あくまでも、こども達が授業で身につけるものを確認するものであり、その後の指導の手立ての一環となっている。評価については、授業に参加する態度、発表、ノート、学習課題の提出状況等を加味しながら行っているため、ワークテストの点数がイコール評価とはならないということである、と発言

小熊教育長が質疑なしと認め、その他は終了した。

＜報告事項(1)、(2)及び(4)については非公開。
ただし、報告事項(1)及び(2)については令和8年2月17日をもって、
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 令和7年度教育費予算案(3月補正)について

(教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(1)「令和7年度教育費予算案(3月補正)について」、説明する。本件については、第12回定例会において議決をいただき、その後、市長に申し入れをした。今回は市長事務局との協議の結果について報告させていただくものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。申し入れ額に対して確定額を記載している。1番の小中学校文化・スポーツ奨励費は、部活動で全国大会、関東大会に出場した際の交通費、宿泊費等を奨励費として支払うものである。こちらは満額の1,650万円の計上となっている。2番と3番については、小中学校の老朽化した施設の改修、あるいはLED化の改修工事についてであるが、確定額は0円となっている。理由としては、本事業は令和7年度の国の補正予算による補助金を活用する予定であったが、不採択となる状況が見込まれたためである。なお、一部事業は令和8年度当初予算で計上することによって、事業が止まらないように措置をするものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和8年度教育費当初予算案について

(教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(2)「令和8年度教育費当初予算案について」、説明する。本件については、令和7年習志野市教育委員会第11回定例会において、協議をさせていただいた。その後、第12回定例会での議決をもって、市長に申し入れ、予算として最終的にまとまったので報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。年度別教育費歳出予算額の状況として、総額を記載している。申入れ額は131億8,268万7,000円であり、それに対して120億1,160万1,000円が最終予算措置額である。減額となった理由は、財政の観点から、工事費に係る予算の計上が見送られたことが主なものである。総じて令和8年度予算は施設の老朽化、いじめ、不登校、デジタル化等の課題に対応するための予算計上ができたと考えている。

資料2ページ目及び3ページ目を御覧いただきたい。歳出歳入に係る前年度との対比である。資料4ページ目以降は、個別の事業ごとに、申入れ額に対する予算計上額を記載しており、申し入れに対する協議の結果を赤字で記載している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

**報告事項(4) 指定管理者制度の更新について(東習志野・新習志野・谷津図書館)
(中央図書館)**

報告事項(4)は終了した。

小熊教育長
令和8年習志野市教育委員会第2回定例会の閉会を宣言